



湯のまちホット交流サービス事業の利用方法などを変更します

市では、高齢者の健康増進と介護予防を目的に「湯のまちホット交流サービス事業」を実施しています。

4月から事業の利用方法などを変更。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、個人の利用とします。

■対象
65歳以上の市民

■利用料
無料（入浴以外の費用は自己負担）

■事業利用の流れ

①事業利用券の申請（初回のみ）
交付申請書に氏名などの必要事項を記入し押印の上、新館長寿福祉課、各総合支所健康福祉係のいずれかの窓口へ申請。事業利用券（1人当たり12枚つづり）を受領する。

※事業利用券の申請は各年度1人1回。代理人が申請することも

できます

②温泉施設へ予約

チラシに掲載されている「温泉施設一覧表」から利用したい施設を選び、電話で予約する。

※チラシ・交付申請書は新館長寿福祉課、各総合支所健康福祉係に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています

③温泉施設に事業利用券を提出

温泉施設を利用する当日に「事業利用券」を温泉施設へ提出する。

利用上の注意

。事前予約をしていない場合は本事業を利用できません
。温泉施設により利用可能な曜日・時間・利用条件が異なりますので、予約の際に施設へ確認してください
。事業利用券の紛失などによる再発行はしません

【問い合わせ】

新館長寿福祉課（☎41・3576）



医療用ウィッグ購入費の助成上限額を拡充します

市では、医療用ウィッグの購入費用の一部を助成。がん治療により生じた脱毛などの容姿変化を気にせずに、安心した療養生活や、治療と仕事を両立した社会参加への取り組みを支援しています。

4月1日以降の購入費から補助額を拡充し、上限を3万円に増額します。

■対象

がんと診断され、治療に伴う脱毛の影響により医療用ウィッグ（全頭用）を購入した市民

■補助対象経費

対象者1人につき本体1台分の医療用ウィッグ（1回限り）

※付属品やケア用品などの購入費用は対象外

■補助率

購入費用の2分の1（上限3万円）

※3月31日以前に購入した場合は上限2万円

■申請期限

購入費用支払い後、6カ月以内
※やむを得ない事由により6カ月

以内に申請できなかった場合は、健康づくり課にご相談ください

■申請方法

申請書類に必要事項を記入の上
▼領収書（品名や金額が記載されているものに限る）の写し▼がん治療受診確認書類（診断書、治療方針計画書など）の写し▼本人確認書類（運転免許証、保険証など）▼口座通帳の写しーを添えて、左記へ持参または健康づくり課へ郵送
＊申請書類は、健康づくり課、各総合支所健康づくり窓口に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています

【問い合わせ・提出】

▽健康づくり課（T025・0055
南万丁目970・5 ☎413614）
▽各総合支所健康づくり窓口
大 迫（☎41・3128）
石鳥谷（☎41・3448）
東 和（☎41・6518）



重度の障がいのある人を対象とした通院時の交通費助成を開始します

市では、4月1日から「障がい者通院時交通費助成事業」を開始します。

医療機関から遠く、交通手段が不足している地域に居住し、交通費の負担が大きい重度の障がいがある人に対し、通院時のタクシー利用料金の一部を助成。通院にかかる交通費の負担軽減を図ります。

■対象 市内在住の重度の障がいがある人で次の要件を全て満たす人▶身体障害者手帳1級、身体障害者手帳2級（視覚・下肢・体幹障害のいずれか）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している人▶自宅から路線バスの停留所までの距離がおおむね1キロメートル以上の人▶施設に入所していない人▶自動車税もしくは軽自動車税の減免を受けていない、または減免を受けた後で車の所有を放棄した人

■補助対象経費 通院のために負担した医療機関と自宅との間のタクシー料金で、1回の乗車（片道当たり）につき3,000円を超えた額
[例]タクシー代が片道5,000円だった場合には2,000円を助成

■助成額 自宅から医療機関までの距離に応じた金額

自宅から医療機関までの距離（片道）	助成上限額（年間）
10キロメートル以上20キロメートル未満	6,000円
20キロメートル以上30キロメートル未満	12,000円
30キロメートル以上	18,000円

■助成事業利用の流れ

①助成金利用申請

利用申請書に必要事項を記入の上、新館障がい福祉課または各総合支所健康福祉係へ申請

②助成金利用者申請の審査

申請受付後、自宅からバス停までの距離などを確認し、助成金の適用の可否を決定

③利用決定通知の発行

対象者には、市から「利用決定通知」を送付

【問い合わせ・申請】

新館障がい福祉課（☎41-3581）、各総合支所健康福祉係（大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3127、東和☎41-6517）



4月6日～15日は春の地域安全運動期間

春の地域安全運動期間のスローガンは「なくそう犯罪 ふやそう笑顔 みんな大好き岩手県」です。期間中は、会社や地域、家庭などで防犯について考える機会とし、犯罪のないまちづくりに向けた取り組みをお願いします。

■重点活動

▶子どもと女性の安全確保…犯罪が起きにくい地域を目指し、パトロールや見守りを実践しましょう▶特殊詐欺の被害防止…公的機関をかたる詐欺や架空請求詐欺などによる被害に遭わないよう、詐欺の手口を知るとともに、家族や周りの人と情報共有しましょう▶鍵掛けの励行…自宅や自動車などの鍵掛けを徹底するとともに、ごみ捨てなどのわずかな時間でも玄関ドアに鍵を掛けるよう心掛けましょう

■問い合わせ 花巻市防犯協会（☎24-2966）、新館市民生活総合相談センター（☎41-3550）



4月6日～15日は春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動のスローガンは「手をあげて じぶんでまもろう いのちのあいず」です。期間中は、交通安全を呼び掛ける街頭活動などを実施します。この機会にご自身の交通マナーを確認し、交通安全への意識を高めましょう。

■運動の重点

▶子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保▶自転車の安全利用の推進▶歩行者などの保護をはじめとする安全運転意識の向上▶飲酒運転の根絶

＊4月10日（土）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。一人一人が交通ルールを守り注意して行動することで、交通事故をなくしましょう

■問い合わせ 新館市民生活総合相談センター（☎41-3551）